破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５１号
北海道常呂郡佐呂間町字西富８番地の２
債務者　工藤美智子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１０２０号
埼玉県加須市不動岡859番地48、住民票上の住所埼玉県加須市志多見903番地13
債務者　吉田　優仁
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０９号
さいたま市桜区田島１丁目７番16号　ラ・カーサ弐番館
債務者　星　　和子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２３号
さいたま市岩槻区西町３丁目６番７号　一栄サンパーク105
債務者　祖父江昭雄
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２４号
さいたま市岩槻区西町３丁目６番７号　一栄サンパーク105
債務者　祖父江由理子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５６号
埼玉県上尾市緑丘３丁目３番65号　Ｙ－ＦＬＡＴ206
債務者　前嶋　康宏
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８５号
埼玉県和光市下新倉５丁目１番23号　メゾンイーグル201
債務者　泉　　初枝
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９０号
さいたま市浦和区常盤３丁目18番18―303号
債務者　戸田　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９５号
埼玉県蓮田市西新宿６丁目124番地　エルディムユーユー３―105号
債務者　高野恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０９号
埼玉県川口市南前川１丁目４番４号
債務者　後藤　浩幸
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３０号
さいたま市南区太田窪２丁目15番22号　ハイム浦和101号室
債務者　田中　康雄
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―27―205
債務者　岩木　敏男
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６９号
さいたま市南区鹿手袋７丁目12番11―303号
債務者　中村　美晴（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９９号
埼玉県川口市上青木１丁目22番21号　レオパレス西川口第22―108号
債務者　松枝　雅男
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０６号
埼玉県新座市野火止５丁目22番15号　ラ・カーサー101号室
債務者　有安　健治
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１７号
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町２丁目16番19号　ヴィラパムッカレ205号
債務者　深見　　彩（旧姓塩野）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
千葉県香取市府馬2954番地７
債務者　山口　榮子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　千葉地方裁判所佐原支部